

平成30年白老町議会定例会7月会議会議録（第1号）

平成30年 7月23日（月曜日）

開 議 午前10時15分

散 会 午前10時45分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 議会運営委員長報告
第 3 行政報告
第 4 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）
第 5 報告第 1号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
第 6 報告第 2号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について
（工事請負契約の金額の変更について）

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）
報告第 1号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
報告第 2号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
報告第 3号 専決処分の報告について
（工事請負契約の金額の変更について）

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田和子君 | 2番 | 小西秀延君 |
| 3番 | 吉谷一孝君 | 4番 | 広地紀彰君 |
| 5番 | 吉田和子君 | 6番 | 氏家裕治君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 及川保君 | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | 14番 | 山本浩平君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

10番 本間 広朗 君 11番 西 田 祐子 君
12番 松 田 謙 吾 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副 町	長	古 俣 博 之 君
副 町	長	岩 城 達 己 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	高 尾 利 弘 君
財 政 課	長	大 黒 克 己 君
企 画 課	長	工 藤 智 寿 君
象徴空間整備統括監		笠 卷 周一郎 君
経 済 振 興 課	長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課	長	本 間 弘 樹 君
生 活 環 境 課	長	本 間 力 君
町 民 課	長	山 本 康 正 君
税 務 課	長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課	長	池 田 誠 君
建 設 課	長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課	長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課	長	岩 本 寿 彦 君
学 校 教 育 課	長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課	長	武 永 真 君
消 防	長	越 前 寿 君
病 院 事 務	長	野 宮 淳 史 君
健康福祉課子育て支援室長		渡 邊 博 子 君
経 済 振 興 課 港 湾 室 長		藤 澤 文 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	高 橋 裕 明 君
主 査		小 野 寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日7月23日は休会の日ですが、議事の都合により特に定例会7月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時15分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員、13番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員長の報告。議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年白老町議会定例会は、9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により7月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成30年定例会7月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして平成30年度の一般会計の補正予算1件、専決処分の報告3件の合わせて4件であります。担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから7月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会 7月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに株式会社星野リゾートとのパートナーシップ協定の締結についてであります。

ポロト地区宿泊施設整備にあたり、民族共生象徴空間を含めたポロト地区一体を一段と魅力ある地域にすることを目指し、両者が協働して取り組むことを目的として、6月28日、株式会社星野リゾートとしては、道内自治体で初めてとなるパートナーシップ協定を本町と締結いたしました。

本協定は、集客・回遊の相乗効果をもたらす周辺一帯の整備や本町の魅力の発信などに関して連携協力していく内容となっており、民族共生象徴空間への100万人の来場者を迎えるためのひとつの大きなプロジェクトであります。

国内外で知名度、地域貢献度、共に高い実績を持つ同社と連携しながら、今後に向けて本町を広くPRしていく考えであります。

次に、ナチュラルファクトリー北海道ナチュの森のオープンについてであります。

昨年8月、旧虎杖中学校校庭内に株式会社ナチュラルサイエンスの新工場が完成し、各種スキンケア商品製造のほか、キッチン・カフェや直売所などが営業しておりましたが、この度、引き続き工事が行われていたガーデンエリアが完成し「ナチュラルスキンケアガーデン ナチュの森」として、7月21日にグランドオープンいたしました。ガーデンエリアには、噴水や水路などの親水スペースのほか、滑り台やターザンロープなどの遊具、ポニー、道産子の乗馬体験やふれあいが楽しめるエリアなど、親子で楽しめる空間となっており、これからの観光シーズン、町内外から多くのお客様が訪れ、本町の交流拠点のひとつになると期待しております。

なお、本7月会議には、議案1件、報告3件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第1号でございます。平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,764万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の定款の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月23日提出。白老町長。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」。1歳入、次ページの歳出につきましては記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただき、次の歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。2歳出、7款商工費、1項1目商工振興費、各商工振興対策経費150万円の計上でございます。2018元気まちしらおい港まつりにおける花火等資金として佐野昌源様から100万円、及び道南総合土建株式会社様より50万円の指定寄付があったことから元気まちしらおい港まつり補助金を増額補正するものでございます。

続いて、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金226万6,000円の計上でございます。指定寄付金の積立でございますが、宗教法人禅照寺様より教育振興資金として100万円の寄付を教育振興基金へ、S B エナジー株式会社様より教育及び産業振興資金として126万6,000円の寄付を教育振興基金に33万6,000円、農業振興基金、商工業振興基金及び水産業振興基金にそれぞれ30万円を積立てるものでございます。

以上で歳出の説明は終わりました。歳入につきましては4ページ、5ページになりますが歳出でご説明いたしましたので指定額の計上でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決

定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報の1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月23日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180号第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例(平成20年条例第51号)第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年7月10日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の金額、金30万円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

1、日時、平成29年7月18日火曜日、午前9時40分頃。

2、場所、白老町字石山354番地 白老港中央ふ頭第1岸壁。

3、当事者、甲、乙、記載のとおりです。

4、状況、平成29年7月18日火曜日、午前9時40分頃、(甲)が港周辺の収集ごみを回収するため、中央ふ頭第1岸壁内を東方向へ(甲)車両で走行中、進行方向において同岸壁に設置されていた(乙)使用の無線式トラックスケールに気づくのが遅れ、回避しきれずに、左右に設置されたトラックスケールの装置のうち右側の装置の一部に(甲)車両のタイヤが乗り上げた形で通過したことにより、破損等の損傷が発生した。

5、損害の程度、(乙)無線式トラックスケールPAD画面破損及び基板等制御不能。

6、損害賠償額、本年は、(甲)が運転中前方不注意により回避義務を怠ったことにより発生した事故であることから、(乙)無線式トラックスケールの修理費用30万円を(甲)が(乙)に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものである。

次のページに事故発生状況の図面をつけてございます。

○議長(山本浩平君) 提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

○議長(山本浩平君) 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月23日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例(平成20年条例第51号)第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年7月13日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の金額、金21万5,406円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明であります。事故の発生状況でございます。

1、日時、平成30年6月15日金曜日、午後3時30分頃。

2、場所、白老町字萩野72番地1 町立はまなす保育園駐車場。

3、当事者、甲、乙、記載のとおりです。

4、状況、平成30年6月15日金曜日、午後3時30分頃、町立はまなす保育園駐車場において、(甲)が草刈り作業中、草刈り機からの飛び石が保育園横の道路路肩に停車していた(乙)車に衝突し、左前部を損傷したものである。

5、被害の程度、(乙)車左助手席ドアガラス破損及びサイドミラー損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が草刈り作業をする際、安全確認を怠ったこと等により発生した事故であるため、(乙)車の修理費等21万5,406円(全額)を(乙)に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものである。

次のページに事故発生の状況の図面をつけてございます。大体、距離的には15メートルから20メートルほどの距離にあるということでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

6番、氏家祐治議員。

○6番(氏家祐治君) 6番、氏家です。この草刈りによる事故というのは、なぜ起きるかというところには補助員がついていなかったのではないかなと思うのです。町道付近の草刈り作業を見ている補助作業員をつけているときとつけていないときが多々見られます。今回、保

育園においては保育児童がいたり、こういった事故でも想定できるような場所でありますので、草刈り作業中の補助作業員というのはしっかりつけて、これからはいかなければいけない問題ではないのかなど。こういう事例があつて今回は車の損傷だけでしたからお金で済みましたけれども、これがもし人であればこういった問題だけでは済まないという話になります。ですからこの辺については町側から委託してやる場合は、しっかりと指導を徹底していただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ただいま氏家議員からご指摘いただきました草刈り作業中の補助員をつけるという件でございます。今回は確かに嘱託職員一人での作業で補助員はつけてありませんでした。今後このような作業を行うときには必ず周りに人がいないかとか危険な状況にないかどうか必ず複数名で行うように対処していきたいと思えます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。この草刈りの件で今の室長の答弁で私は何人かつけるというから言っておかないといけないなと思つて発言しておくのですが。私はこの程度の草刈りに補助員をつける必要はない。これにつけるのならものすごい金になる。どこをやるのにも。ですから刈る人がきちんとした人が刈ればいいのだよ。全くの素人が刈るからこんなことになるのであつて、きちんとした人が刈ると一人でこの程度の草刈りで補助員はいらないと思えます。ここをきちんとしておかないと、ものすごい金になってしまうのだよ。何をやるにしても。ですから私はこの程度には補助員は何人かつけるような話を言ったから取り消しておいたほうがいいと思えます。それが本当だったら大変な事業になるから。これからの草刈りは。私は何だかんだ言つても草刈りのプロです、何十年間も草刈っている。草というのは刈る向き方で石が飛ばないのです。道路に面した向き方で。自分のほうに石が飛ぶような刈り方あるのです。他人のほうに飛ばないように。ですから私は今の室長の発言はいいことなのです、悪いことではないのだけれど、この程度に何人もつけてやるということは取り消しておいたほうがいいと思えます。そして、もう少し内部で草刈りの議論してやる方向にしないと、そこを少し刈るのに何人かついてやるといつたら今、大変だから私は言っておくのだけれど。取り消しておいたほうがいいと思えます。言つた以上は取り消されないから。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご意見含めまして出されましたことにつきましては安全に対する面について十分に配慮を要しながら作業を進めたいと思つております。場所がやはり保育園というところであります。そして時間的にもちょうどお迎えの時間帯だということもありますので、

その辺のところはさまざまな観点でしっかりと状況確認をしながら作業を進めるように今後、配慮をしたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第3号 専決処分の報告について、工事請負契約の金額の決定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報告第3号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月23日提出。白老町長。

記、（2）、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年6月25日専決。白老町長。

記、1、工事名、平成29年度施行 バンノ沢川砂防工（第2支溪）。

2、元請負金額、8,100万円。

3、新請負金額、8,461万8,000円（361万8,000円増）。

4、概要、既設排水施設の損傷が著しく、改修する必要が生じたこと及び当初の土砂置き場における道路への土砂流失の可能性を考慮し、土砂置き場を変更することについて、防衛局との協議により、請負金額を増額して契約を変更する。

当初の契約につきましては平成29年定例会12月会議におきまして、工事請負契約の議決をいただき同月14日に請負契約を締結し、工期は12月15日から本年10月31日とし請負金額は8,100万円でございます。工事費の支払いにつきましては29年度に前払い金として1,546万4,000円を支出し、残金の6,553万6,000円につきましては30年度当初計上額7,173万6,000円の予算にて支払うこととしておりました。今回の変更契約に伴う361万8,000円の追加により今年度の総支払額は6,915万4,000円となりますが予算内であるため補正の必要はございません。

図面でございますけれども、まず1ページ目につきましては土砂置き場のところでございます

て、左側に現土砂置き場が設置されてございますが、これを右側のほうの変更土砂仮置き場のほうに変更するものでございます。

次のページは排水施設の関係でございますが、真ん中の現施工箇所というのは砂防工のところでございます。左側にある排水溝これは既設でございます。これを改修するという部分で、この部分での追加工事費が発生するというものでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提出者から説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日7月24日から9月30日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 松 田 謙 吾